

新潟市XRプラットフォーム構築業務委託 仕様書

1 業務の目的

本業務では、現実空間と仮想空間を繋ぐXRプラットフォームを通じて、さまざまな業界・業種の事業者や団体、クリエイターがXRを活用し、それぞれの技術や強みを生かしながら、新たな価値を創造できる環境を整えることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 内容

- ア XRプラットフォームの構築
- イ アのXRプラットフォームを活用したユースケースの創出

(2) 業務委託契約期間

契約締結日から令和5年3月15日(水)まで

(3) 業務委託料の上限額

12,000,000円(消費税及び地方消費税を含む)

3 提案要求事項

XRプラットフォームの構築やXRプラットフォームを活用したユースケースの創出に当たっては、以下(1)～(5)の要件に従うこと。

(1) XRプラットフォームの構築

ア XRの定義について

構築するXRプラットフォームについて、AR、MR、VR全てに対応する必要はないが、ARは必須とする。

イ XRプラットフォームの機能

- ①コンテンツの制作、管理、配信の機能を有すること。
- ②マルチデバイスに対応したコンテンツビューアー機能を有すること。

ウ XRプラットフォームの操作マニュアルの作成

エ XRプラットフォームの保守・管理

構築したXRプラットフォームの保守・管理は受託者で行うこと。

(2) プラットフォームを活用したユースケースの創出

ア ユースケースの定義

構築するプラットフォーム上で展開するXRコンテンツとする。

イ XRコンテンツの実装範囲

コンテンツの実装範囲は、別紙1「レーザ計測・3D都市モデル作成範囲図」に示す、以下3エリアを対象とするが、詳細な範囲については別途協議のうえ決定する。

- ・古町ルフル正面広場エリア
- ・古町通7番町モールエリア
- ・ミズベリング信濃川やすらぎ堤エリア

ウ 実装するコンテンツ数

イのエリアのうち、少なくとも2箇所、2種類のXRコンテンツを実装すること。

エ コンテンツの体験機会

製作したコンテンツは、XRウェアラブルデバイスなどを用いた体験会などを通じて、多くの方に体験してもらう機会を設けること。

オ 3D都市モデル整備業務の成果物の活用

今年度、先行して進めている3D都市モデル整備業務の成果物である点群や3Dモデルなどのデータを活用しユースケースを創出すること。(3D都市モデルの作成項目と詳細は別表参照)

カ コンテンツ製作過程の可視化

コンテンツの企画から製作、実装までを公表可能な動画にまとめること。特に構築したプラットフォームの使い方が分かるような仕様とすること。

キ 製作したコンテンツデータの公開方法について

当該委託業務で製作した3Dモデルなどのさまざまなデータは、可能な範囲で公開を予定している。より多くの事業者やクリエイターに活用されるよう公開方法を提案すること。

(3) XRプラットフォームを活用したエコシステムの検証

新潟市では、XRプラットフォームを通じて、さまざまな業界・業種の事業者や団体、クリエイターがXRを活用し、それぞれの技術や強みを生かしながら、新たな価値を創造していくエコシステムの実装を目指している。(別紙2「新潟市XRエコシステム」参照)

別紙2を参照の上、エコシステムの実装に当たり具体的に必要となる要素や要件を定義し、(2)のユースケースの創出を通じ、実装の検証を行うこと。

4 成果物

(1) 納入物件

ア XRプラットフォーム仕様書、操作マニュアル

イ XRコンテンツデータ

(XRプラットフォーム構築の際に得たデータ含む) ※データ形式は協議

ウ XRウェアラブルデバイス (詳細は協議)

エ 業務完了報告書

(2) 提出期限

委託業務完了時及び委託期間満了時 (詳細は別途協議)

(3) 納入場所

ア 名称 新潟市役所経済部成長産業・イノベーション推進課

イ 所在地 〒951-8554 新潟市中央区古町通7番町1010番地 古町ルフル5階

5 再委託等

業務の一部を再委託及び再委託事業者から再々委託する場合は、受注者は事前に新潟市と協議の上、承認を受けること。ただし、作業全部の再委託及び再委託事業者からの再々委託は禁止する。

6 その他

(1) 実施体制

受託者は本事業を推進する実施責任者を配置し、業務全般の進行管理や調整機能を一元化すること。

(2) 機密の保持

ア 受託者は、本業務の遂行上知り得た内容等一切の事項について、いかなる場合も第三者に漏洩してはならない。ただし、新潟市の承認を得た場合はこの限りではない。

イ 受託者は、成果品(業務委託の履行過程において得られた記録等を含む)を第三者に閲覧、複写、譲渡してはならない、ただし、新潟市の承認を得た場合はこの限りではない。

(3) 諸手続き

本業務に必要な関係官庁などに対する事務手続き等は、新潟市の確認と指示に従い、受託者が新潟市に代わって行うものとする。

(4) その他

本仕様書に記載されていない事項または疑義が生じた場合には、新潟市と受託者の協議により決定するものとする。

別表 3D都市モデルの作成項目と詳細

作成項目	詳細
建築物	<p>①屋根 「一辺 3m以上」の屋根面を表現する。 「3m以上」の軒を表現する。 ビルに設けられた軒を表現する。</p> <p>②付属物 「一辺 3m以上」または「一辺 1m以上かつ面積 3 m²以上」の付属物を表現する。 付属物の例：バルコニー、ベランダ、サンルーム、屋外階段</p> <p>③開口部 「一辺 1m以上」の扉・窓（壁面）を表現する。 一辺 1m以上の扉・窓の例：大きな玄関、掃き出し窓、腰高窓</p>
道路	<p>①図形 面</p> <p>②高さ 各座標が高さ（標高）を持つ。</p> <p>③高さの表現 立体交差の上下を区分する。 道路の横断方向は一律の高さをもつ。 （歩道、分離帯の高さは同一となる）</p> <p>④道路内の区分 車道、車道交差部、分離帯及び歩道を区別する。 （車線は区分しない）</p>
地形	<p>点密度 1 点/m² 以上のレーザ点群を使用して作成する。 標高点格子間隔 1m 以内</p>
都市設備	<p>①定義 主要な部分の外形を面の集まり又は立体として、より詳細に表現する。主要な部分同士の接続部を再現しない。</p> <p>②取得基準 都市設備の主要な部分について、それぞれの外形を構成する特徴点により作成した立体を表現する。 主要な部分同士の接続部は表現不要とする。 取得例：道路標識、交通信号機、バス停、路面標示、案内標識、アーケード、地下出入口、配電盤、郵便ポスト、ベンチ、街灯・防犯灯、自動販売機、電話ボックス、車両感知器</p>
植生	<p>①定義 主要な部分の外形を、面の集まり又は立体として、より詳細に表現する。</p> <p>②独立した木 樹冠及び樹幹の外形を構成する。</p> <p>③植被 植被の範囲内で比高 1m 以上の場合に、これを区分した面の集まりまたはその面を境界とする立体を表現する。</p>